

緊急声明

国民の知る権利、表現の自由、基本的人権、国民主権を 侵害する、憲法違反の特定秘密保護法案の成立に強く反対します !!

11月21日に開催された第77回 筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 世話人会において、安倍政権と与党が今国会成立を目指して推し進めている特定秘密保護法案に反対し、廃案を求めることが決定されました。以下に声明文を掲載します。

特定秘密保護法案に反対する（声明）

安倍政権と与党は、特定秘密保護法案の今国会成立を強引に推し進めている。野党と称する一部党派を取り込み「修正」協議を続けているが、本法案の危険な本質は変わらない。当世話会は、以下の理由で、本法案の成立に強く反対する。

第一は、秘密の範囲が広大で曖昧である。首相をはじめ「行政機関の長」は恣意的な判断で秘密指定の範囲を拡大でき、情報を国民の目から隠すことが可能になり、国民生活に重大な影響を及ぼす。

第二に、指定された秘密情報を取り扱う公務員や民間企業社員は、「適性評価」という名目で身辺を調査され、本人だけでなく家族、同居人までもプライバシーが著しく侵害されることになる。

第三に、指定された秘密の明示がないままに、指定された秘密情報に接近しようとするマスコミの取材や国民の情報公開を求める取り組みなど様々な行為が極めて重い処罰の対象になる。且つ、憲法で保障された正当な裁判を受ける権利が保障されていない。

第四に、国民の「知る権利」が著しく侵害される。秘密を取り扱う者の秘密漏えいはもとより、秘密情報を取得した者も厳しく処罰される。さらに、秘密漏えいを「共謀」「教唆」「扇動」、したと見なされれば、関係者も広く処罰される。国民の表現の自由や知る権利は損なわれ、国民主権の民主政治が危機に瀕する。

第五に、国民の代表機関・国権の最高機関として行政を監視する立場にある国会が、国政調査権を奪われ行政府の監視下におかれる。国会に重要情報が示されず、官僚・行政の「専制」体制が敷かれる。

日中・太平洋戦争敗戦後、私達は日本学術会議の下、科学・技術研究の自由を何よりも大切に考え、その旗印の下、研究の民主的発展及び自主的運営を培ってきた。本法案はその基本を覆すものである。

戦前の日本では、軍機保護法や治安維持法などにより侵略戦争を含む諸事実が秘密にされ、国民生活はすみずみまで監視され、国民は相互監視を強要され密告が奨励された。

国民の目と耳と口をふさぎ、戦前の秘密・統制を想起させる本法案を、国家安全保障会議法案及び集团的自衛権行使容認とセットで成立を急ぐ真のねらいは、内閣に権力を集中・一元化し、米国とともに海外で戦争をするための布石であり、憲法改悪の先取りである。

当世話会は、憲法で定めた基本的人権・国民主権・平和主義をことごとく侵害する本法案に重ねて強く反対し、本法案の廃案を求める。

2013年11月21日

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 世話人会

11.26 特定秘密保護法案、衆院で強行可決!!

特定秘密保護法案の衆院での強行可決に抗議する

当世話人会では、11月21日の時点で、自民・公明両党により提出されていた「特定秘密保護法案」に大きな危険性を感じ、強い反対の意思を示し、廃案にすることを求めました。

政府・与党とそれに組した野党党派は、26日、本会議において採決を強行し、法案を衆院通過させました。地方公聴会で陳述者全員が反対意見を表明した翌日、80%近くにおよぶパブリックコメントの反対意見を無視した暴挙です。

反民主的な審議過程を見るとき、この法案が国民生活に及ぼす影響と日本国経営の将来に、さらに一層、大きな危惧を抱かざるを得ません。私達は法案を強行採決した政府・与党とそれに組した野党党派に強く抗議します。

安倍内閣と自民・公明両党の暴挙と狂気ともいえる施政に対して、諦めと絶望で無為に時を過ごすことはできません。我々は参院における議論と廃案のための運動を続けるとともに、国民生活と日本国の将来を護るために、今後とも憲法改悪・破壊の意図に抗した諸活動を、共同して、続けます。

2013年11月27日

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 世話人会

報告

筑波の研究所・大学関係9条の会

2013年10月27日 大穂交流センター 視聴覚室

第15回講演と対話のつどい

“安倍内閣のもと、日本は何処へ向かおうとするのか？”

講演

「安倍政権下の憲法の危機 ～集団的自衛権論を中心に～」

浦田一郎氏（明治大学法学部教授 憲法学）

話題提供

- 私達は軍事研究に手を貸しません ～筑波農林研究団地平和宣言（1987年）
児玉正文氏（前全農林筑波地本書記長）
- 憲法9条を変えさせないために ～街頭署名で市民との対話から学ぶ
樋田幸夫氏（憲法9条の会つくば）
- 日本国憲法と国連憲章 和気正芳氏（KEK九条の会）

第2次安倍内閣の発足以来、武器輸出三原則の大幅緩和を手始めに原発再稼働と輸出、TPP参加など、国の経営を破壊し、国民生活に真っ向から反する政策を進め、ここにきて「特定秘密保護法」を強行しようとしています。この大変危険な内閣のもとで、“日本は何処へ向かおうとするのか”を考えるために、当会では表記の「講演と対話のつどい」を企画し、10月27日（日）午後、大穂交流センターに50名の参加者を迎えて集会を開催しました。

集会では、先ず浦田一郎氏に「安倍政権下の憲法の危機」と題した、講演をしていただきました。

地域の9条の会等で活動されている3人の方々にも、それぞれ15～20分程度の時間で話題提供をしていただきました。

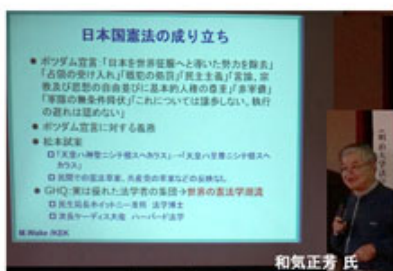
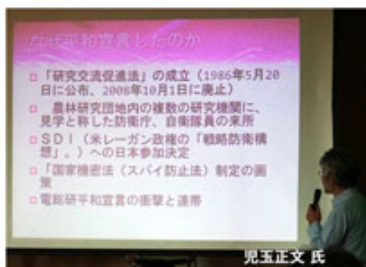
福本貞義氏の開会挨拶で会が開始され、ついで高松邦夫氏の司会の下で、講演、話題提供、



参加者全員を交えた全体討論が、大変活発に行われました。

浦田氏の講演では安倍政権が最も執着している集団的自衛権について、個別的自衛権との関連から話され、集団的自衛権の持つ本来の意味と日本国憲法との関わりを詳しく解説されました。最近の解釈改憲派のなかには、必要最小限度の集団自衛権」という概念もあり、これにより、「周辺事態における集団自衛権の行使」を可能にしよう、という目論見があることも指摘されましたが、これは9条を削除して集団自衛権の行使を企てる事と同等の、まやかしの行為であることが説き明かされました。

話題提供では、先ず、児玉正文氏が登壇し、1987年に、多くの筑波研究機関で起こった平和宣言運動の紹介があり、あらためてつくばでの平和運動25年を思い起こさせました。樋田幸夫氏の憲法9条を変えさせないために、「街頭署名での市民との対話を通して」いかに「非9条派」から「考9条派」にするかの運動論の話が、大変示唆的でした。



和氣正芳氏による、「国連憲章と日本国憲法」の話は大変判り易く、また、説得的で新しい認識を得ました。

講演と話題提供の後、必要最小限度の集団的自衛権の行使という問題を皮切りに、全員参加による活発な討論が持たれました。最後に武田潔氏が閉会挨拶を述べられ、集会は無事に終了しました。

アンケート回答一覧

1. 本日の「講演と対話の集い」は如何でしたか、ご感想をお聞かせ下さい。

- ① これまでになく、現在の状況を確認する有意義な話題提供でした。
- ② 和氣氏の話がわかりやすく良かった。商社9条の会は初めて知っておもしろかった。
- ③ 自衛権、集団安全保障など、正確な定義づけが得られた。もっとも完全に理解できたわけではないが、いずれにしろ興味深いものでした。和氣さんの国連憲章、日本憲法の草案作成者が同級生だった話はおもしろかった。
- ④ 浦田先生の話はもっとじっくり聞きたかった。
- ⑤ 浦田さんの「新しい議論動向」、樋田さんの「説得ではなく対話」いずれも面白かった。和氣さんの「個別自衛権否定論」は必ずしも同意できないが、問題提起としては興味深い。
- ⑥ 浦田先生の話で印象に残った点：法学であろうとも人間(国家)の平凡な動機を前提に考えて行っている。例、弱い国が強い国に攻めて行くことは思いつかないものとか。言うともまずい事は伏せておくもの、だからややこしくなっているなど。メモを取り切れない位ありました。政治の世界で片付けられる程単純ではなさそうで、運動する私たちに注意をして下さった気がした。
- ⑦ 浦田さん：解釈論は難しい。これは単に話し手、聞き手の問題だけではないだろう。児玉さん：桃色の地に白文字は読みにくかった。

2. 憲法9条についてのお考えがあればお聞かせ下さい。

- ① アジア・太平洋戦争終了後68年、日本の軍隊は一人も殺していないし戦死していない。そんな国は、先進国では日本しかない。そういう希少な状況を担保しているのが憲法9条第2項。
- ② 法学の見方から見ると(と思っただけですが)、9条はとてつもない強力な、縛りを国家に加えているんだなーと知らされた気がしました。法に基づいて暮らしが、組み立てられている(ガッチリ、直結されている)、勉強になりました= 日頃の運動の中では混乱しているんだなーと思ひ知らされました。

講演と全体討論の内容を含む詳細な集い記録は現在準備中で、後日、ホームページに公開します。

<http://peace.arrow.jp/tsc/download.html>

③ 現状維持でよいと考えるのが普通の中高年代以降の年代以上の多くの人の意見ではないかと思うが、そうではないか。

3. 今後、話を聞いてみたいテーマ、または、希望する講師がございましたらご記入して下さい。

- ① 再び浦田先生にじっくりと教え願いたい。(今日は教えられる点が大きかったので)
- ② 池上 彰氏:今日の最新国際パワーゲーム関係。

4. 憲法9条を変えさせないために、どうしたらよいと思いますか?

- ① 機会あるごとに、まわりの人々に語りかけるほかない。

- ② すべての自治体・職場・学園に九条の会を作る。個々の会の会員(賛同者)を増やす。
- ③ 対話でしょうか。そう思うのと同時に運動という概念で考えるより「我が暮らしに9条は入り込んでいるんです」と認識し合える井戸端会議のあり方。運動は運動、仕事の時は仕事の切り替えが上手すぎる気がしている。
- ④ ねばり強い継続的な活動。今までのあり方をしつこく続けていくこと。

5. 筑波の研究所・大学9条の会へのご要望、ご意見などがありましたら、ご記入ください。

- ① よくやっていると感じています。 以上

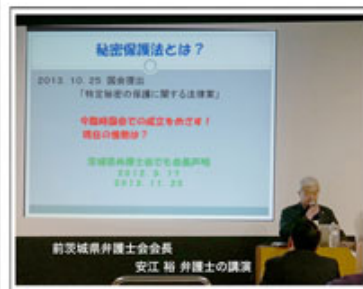
「秘密保護法」学習会: ~国民の目・耳・口をふさぐ「秘密保護法」とは~

2013年11月23日/つくばサイエンス・インフォメーションセンターにて

11月23日(土)、本会も協賛団体として参加している「秘密保護法を作らせないネットワークつくば」主催の集会在、87名の参加者を集め、つくばサイエンス・インフォメーションセンターで開かれました。

始めに、茨城県弁護士会前会長の講演があり、具体的でわかり易い話で、改めて法案の危険性を認識し怒りを新たにしました。講演の後、集会のアピール文が読み上げられ、満場の拍手で承認されました。

集会後、約30名の方が宣伝行動に参加され、チラシ配布と署名、それにシール投票を実施しました。



「秘密保護法を作らせないネットワークいばらき」事務局から、参議院特別委員への働きかけの緊急要請とリストが届いています。県出身議員と参院特別委員会議員にファックスで怒りの声を届けましょう!!

これまでの賛同者数 831名

2013年11月30日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。
<http://peace.arrow.jp/tsc/>

事務局だより

- ◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。
- ◎ 「会」へのお問い合わせは
安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884
武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp

- ◎ ニュースの原稿を募集しています。
1000~1500字程度でお願いします。

カンパありがとうございました!

2013年3月にお願いしたカンパの訴えに、多くの方々から103,900円のカンパが寄せられました。紙面をかりてお礼申し上げます。

(事務局担当 安田)